

令和元年 9 月 1 日

旅行会社各位

株式会社フジドリームエアラインズ
営業本部営業部 部長 黒川 淳

消費税率改正についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社便販売にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年 10 月より消費税率が 8 % から 10 % へ引き上げられることになりました。
弊社といたしましては、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための対応について検討して参りましたが、各お取引先様とのご精算につきまして、下記のとおり対応させていただきたく存じますので、ご理解、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 航空券の取扱い

原則として令和元年 10 月 1 日以降に発券された航空券については、10 % の消費税率を適用致します。ただし、令和元年 9 月 30 日以前に発券された航空券につきましては、ご搭乗日が令和元年 10 月 1 日以降であっても、8 % の消費税率を適用致します。

ただし、「ご予約変更可能」な航空券の取扱いにつきましては、例えば令和元年 9 月 30 日以前に発券された予約変更が可能な航空券を、令和元年 10 月 1 日以降の搭乗日に変更した場合には、その変更後の航空券についても、8 % の消費税率を適用致します。

2. 各種手数料

旅客より受領した旅客にかかる料金について、一定率で計算する手数料については、お取扱い月（売上月、払戻月）における消費税率を適用いたします。

3. 本件に関する照会先

(株)フジドリームエアラインズ 経営企画部経理グループ

TEL : 054-355-5600 FAX : 054-354-5599

以上